

職業安定分科会(第 205 回)	資料1-1
令和6年3月8日	

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案 要綱

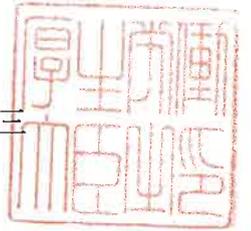
厚生労働省発職 0308 第 1 号

令和 6 年 3 月 8 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用調整助成金制度の改正

1 経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に係る対象期間の起算日について、当該事業主が指定した日（過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあつては、当該指定した日が次に掲げる日（当該事業主の直前の対象期間に属する日に限る。）のいずれか遅い日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）とすること。

(一) 当該事業主の直前の判定基礎期間（当該判定基礎期間内の休業等について雇用調整助成金が支給されたものに限る。）の末日

(二) 当該事業主の直前の支給対象期間（当該支給対象期間について雇用調整助成金が支給されたものに限る。）の末日

2 雇用保険法施行規則第百二条の三第一項第一号イ及び同項第二号イに該当する事業主であつて、一の対象期間について、当該事業所の対象被保険者に係る判定基礎期間内の休業等（当該休業等につい

て雇用調整助成金が支給されるものに限る。)の実施日の延日数を当該事業所の対象被保険者の数で除して得た日数の累計日数が三十日に達した日の属する判定基礎期間の後の判定基礎期間における休業等の実施日の延日数に対する教育訓練の実施日の延日数の割合が十分の一未満のものに対して、当該事業主が判定基礎期間における休業等に係る対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の四分の一(中小企業事業主にあつては、二分の一)の額(その額を当該手当の支払の基礎となった日数で除して得た額が基本手当日額の最高額を超えるときは、基本手当日額の最高額に当該日数を乗じて得た額)に教育訓練を実施した日数に応じた訓練費を加算した額を支給すること。

二 労働移動支援助成金制度及び中途採用等支援助成金制度の改正

1 労働移動支援助成金及び中途採用等支援助成金を統合し、名称を早期再就職支援等助成金に変更すること。

2 再就職支援コース奨励金の改正

(一) 教育訓練施設等に訓練の実施を委託した事業主に対し、再就職実現時に支給する再就職支援コー

ス奨励金について、実施助成を創設し、当該訓練期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数に四百八十円（中小企業事業主にあつては、九百六十円）を乗じて得た額を支給するものとする。また、経費助成について、対象者一人につき当該訓練の委託に要する費用の四分の三（対象者一人につき次の(1)から(3)までに掲げる一の当該訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を上限とする。）を支給するものとする。

- (1) 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）
- (2) 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）
- (3) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(二) 職業紹介事業者に再就職支援型訓練の実施を委託した事業主に対し、再就職実現時に支給する再就職支援コース奨励金の加算額の上限について、対象者一人につき次の(1)から(3)までに掲げる一の再就職支援型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額とすること。

- (1) 十時間以上百時間未満 十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）
- (2) 百時間以上二百時間未満 二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(3) 二百時間以上 三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(三) 職業紹介事業者に再就職支援を委託した事業主に対し、再就職実現時に支給する再就職支援コース奨励金の合計額について、対象者一人につき六十万円（一の再就職支援型訓練の実施時間数が二百時間以上である中小企業事業主にあつては、八十万円）又は当該再就職支援の委託に要する費用のいずれか低い額とすること。

3 早期雇入れ支援コース奨励金の改正

(一) 早期雇入れ支援コース奨励金の名称を雇入れ支援コース奨励金に変更すること。

(二) 雇入れ支援コース奨励金の支給対象に、厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める要件に該当する者を離職の日の翌日から起算して三箇月を経過する日までの期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れる事業主を追加すること。

(三) 雇入れ支援コース奨励金の支給要件に、雇入れ支援コース奨励金の支給の対象となる雇入れに係る計画対象被保険者若しくは支援書対象被保険者又は職業安定局長が定める要件に該当する者（以下この(三)及び(四)において「計画対象被保険者等」という。）に係る最初の賃金支払日の属する月の

翌月から当該最初の賃金支払日から起算して六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該計画対象被保険者等に対して支払った当該各月の賃金支払日ごとの賃金の額を、当該計画対象被保険者等を当該雇入れ前に雇用していた事業主が職業安定局長が定める月において当該計画対象被保険者等に対して支払った賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成した事業主であることを追加すること。

(四) 雇入れ支援コース奨励金の支給の対象となる計画対象被保険者等を雇い入れ、受入れ人材育成型訓練を実施した事業主に対する加算額を次の(1)から(3)までに定める額の合計額とすること。

(1) 受入れ人材育成型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が当該雇入れに係る計画対象被保険者等一人につき、次のイからハまでに掲げる一の受入れ人材育成型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額を超えるときは、当該定める額）

イ 十時間以上百時間未満 十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対

する受入れ人材育成型訓練を行った事業主にあつては、二十万円）（中小企業事業主にあつては、十五万円）（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行った事業主にあつては、二十五万円）

ロ 百時間以上二百時間未満 二十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行った事業主にあつては、三十万円）（中小企業事業主にあつては、三十万円）（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行った事業主にあつては、四十万円）

ハ 二百時間以上 三十万円（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行った事業主にあつては、四十万円）（中小企業事業主にあつては、五十万円）（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行った事業主にあつては、六十万円）

(2) 受入れ人材育成型訓練（座学等に限る。）期間中に支払った賃金の額の算定の基礎となった労働時間数（六百時間を限度とする。）に四百八十円（職業安定局長が定める条件に該当する雇

入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行った事業主にあつては、五百八十円）（中小企業事業主にあつては、九百六十円）（職業安定局長が定める条件に該当する雇入れに係る者に対する受入れ人材育成型訓練を行った事業主にあつては、千六十円）を乗じて得た額

(3) 受入れ人材育成型訓練（座学等を除く。）を受けた計画対象被保険者等一人につき十一万円（中小企業事業にあつては、二十万円）

三 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

六十五歳超雇用推進助成金のうち、その雇用する五十歳以上の期間の定めのある労働契約を締結する労働者をその者が定年に達する前に期間の定めのない労働契約を締結する労働者に転換させた事業主に対する助成について、支給額を対象者一人につき二十三万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）とすること。

四 （略）

五 人材確保等支援助成金制度（人材確保等支援助成コース助成金）の改正

1 人事評価改善等助成コースについて、人事評価制度等の整備に係る事業所において、人事評価

制度等の適用を受ける労働者に対して、人事評価制度等に基づく最初の賃金支払日（以下この1において「実施日」という。）に支払われた賃金の総額が、実施日の属する月の前月に支払われた賃金の総額と比べて職業安定局長が定める目標値以上で増額している事業主であつて、人事評価制度等の適用開始日（以下この1において「適用開始日」という。）から起算して一年を経過する日までの間における事業所の離職者数を、適用開始日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成していること等の要件を満たした事業主に対して支給するものとする。

2 介護福祉機器助成コースを廃止すること。

3 (略)

六 (略)

七 人材開発支援助成金制度の改正

1 障害者職業能力開発コース助成金を廃止すること。

2 (略)

八 雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業の改正

令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を実施する学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校に対して、当該講習に要する経費の一部を補助して実施する事業について、令和五年度までの間、雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業に加えることとする暫定措置を廃止すること。

九 その他所要の改正を行うこと。

第二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

一 建設分野作業員宿舍等設置助成コース助成金について、中小建設事業主であつて、建設作業に従事する女性労働者のための施設（以下この一において「女性専用作業員施設」という。）の貸与を受ける場合にあつては、一の事業年度につき、当該女性専用作業員施設の貸与に要する経費の五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあつては、四分の三）に相当する額（その額が九十万円を超えるときは、九十万円）を支給するものとする。

- 二 建設労働者技能実習コース助成金について、技能実習を受けさせた建設労働者を対象に、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている中小建設事業主として職業安定局長が定めるものに対する賃金助成の特例措置を令和七年三月三十一日まで延長すること。
- 三 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 関係法令について所要の改正を行うこと。